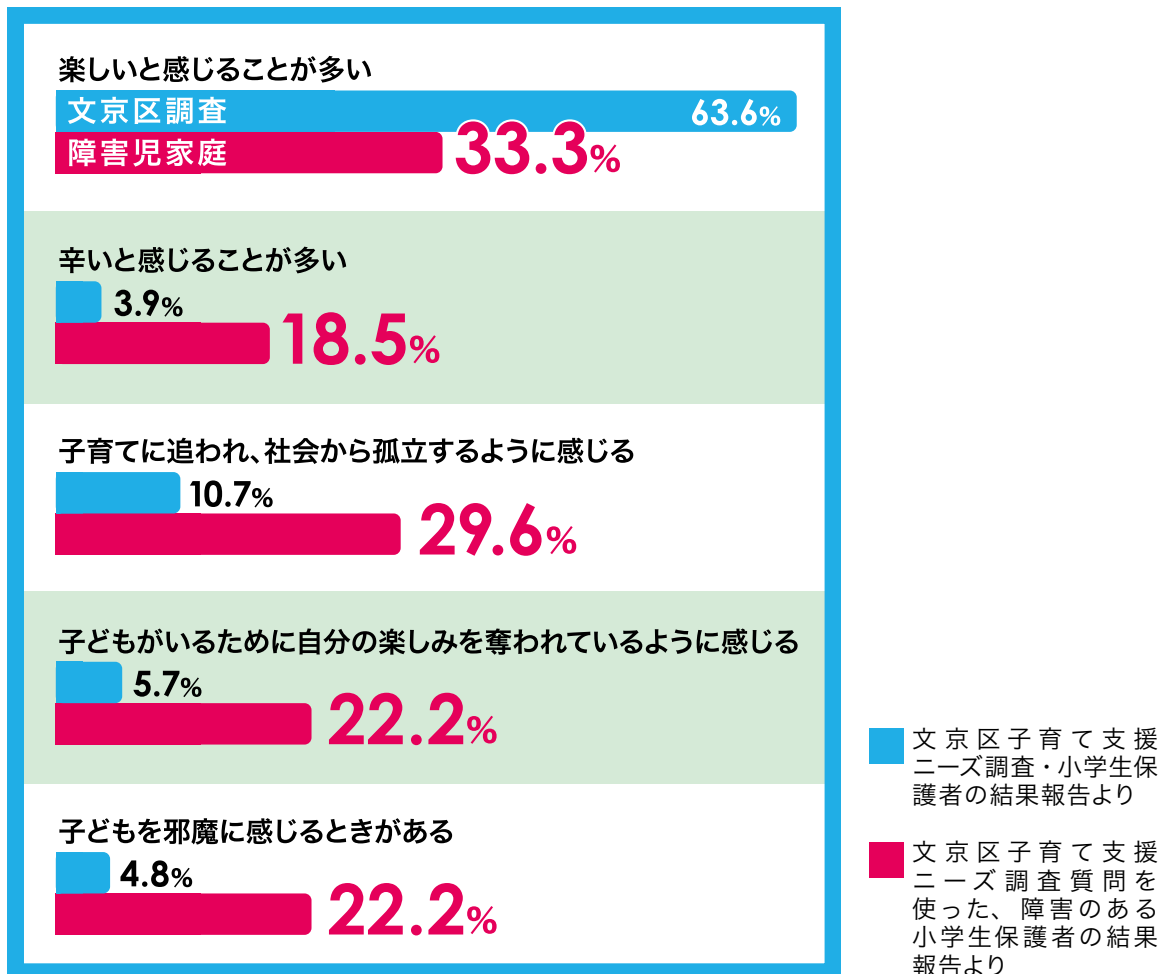


海津敦子

区長は第一回定例会の施政方針演説で「子どもを望むすべての家庭が、安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じられることを目指し、更なる子育て支援施策の充実に取り組んでまいります」と固い決意を語られています。子を育てる区民の一人としても心強い限りです。

そこで今回の質問は、区長が子育て支援をより強化されていても 今なお消えない、孤独感や不安感を抱える子育て家庭への支援を速やかに強化していく必要性について、区長がどのように認識されているか、その質問から始めます。まずはこのパネルをご覧ください。文京区の障害児の親たちが「自分たちの子育てのニーズを数字で明らかにしたい」と文京区が子育て支援のニーズ調査で使用したアンケートを使って行った調査結果の一部がこちらのパネルです。



Q：障害児家庭への子育て支援調査から見えるもの

文京区が行った調査では、小学校の保護者で楽しいと感じることの方が多いと感じているのは63.6%ですが、障害のある小学生の家庭では、およそ半分の33.3%です。一方、辛いと感じることの方が多いのは、文京区の調査は3.9%、障害児家庭はほぼ6倍の18.5%との結果になっています。

また、子育てに追われ社会から孤立しているように感じている割合は、文京区の調査では10.7%に対して、障害児家庭は3倍近い29.6%。自分の楽しみを奪われている、子どもを邪魔に感じる時がある割合も、文京区の調査ではおよそ5%であるのに対して障害児の家庭は4倍以上の22%と大きな開きがあります。障害児家庭への子育て支援不足の結果でもあると私は思っています。

区長はどう感じられるでしょうか。障害児を育てる家庭の孤独感や不安がくっきりと数字となって表れている結果、なぜこうした開きが出てくると分析されますか。伺います。

Q：虐待予防の観点から 子育てと仕事の両立について

厚生労働省は、虐待されるリスクが高い児童として、障害児や育てにくさがある児童を上げています、虐待をしてしまう親の要因の中に、自分の時間が取れずに「子どもが邪魔」という思いや、孤立感があることを指摘しています。厚生労働省は、虐待のリスクは、一時預かりや通常の子育て同様に親が仕事と子育ての両立ができるようなサポートがあれば軽減されることも明言しています。文京区もあてはまることです。

文京区の障害児をもつ家庭が、子どもを邪魔に思うことや、孤立感を感じる率が通常の子育て家庭よりも高い数字は、虐待予防の観点からも迅速に、的確な支援を実施していく必要を示しています。伺います。区長の認識はいかがでしょうか。

区長： 障害児を育てる家庭の孤立感や不安についてのお尋ねですが、お示しの調査結果と子育て支援に関するニーズ調査の結果について、一概に比較や分析を行うことは難しいと考えます。

しかしながら、本区が障害児をお持ちの保護者を対象として実施した実態調査の結果からも、障害のあるお子さんの子育ての大変さがうかがえるものであり、本区では、これまでも、関係機関が連携し、障害児を育てる親の心配や悩みに対する支援、障害児本人への必要な療育訓練等を実施してまいりました。

さらに、来年度開設する新福祉センターには障害者基幹相談支援センターを、新教育センターには、教育・発達に関する総合相談窓口を設置するほか、療育訓練の拡充を図る予定です。

今後とも、障害児を持つ家庭の孤立感や不安の軽減、虐待予防に努めてまいります。

Q：障害のある中高生の保護者の就労支援について

安倍政権の成長戦略の柱である「女性の活躍」の中には、当然、障害のある子の母親も含まれています。しかし文京区はどうでしょうか？少なくとも障害のある中学高校生の保護者を「女性の活躍」に含んでいるとは思えません。障害のある中高生の保護者はずっと子育てと仕事の両立ができるように担当課に再三再四、お願いしてきましたが、ニーズを知らながらも必要な数すら把握しようとしてきませんでした。そうした仕事ぶりが障害のある子の子育てを辛くさせていきます。区長はご存知でしたか。

そもそも、区長が目指す仕事の流儀は、的確にニーズ量を把握し、事業計画を策定してくことのはずです。職員はそのことを理解できていないのでしょうか、それとも障害のある子の子育てと仕事は自己責任でどうにかするように指示されているのでしょうか。

改めてニーズ量を伺います。保護者の就労等のために家庭での保育に欠ける障害のある中高生は何人いるのでしょうか。また、保育に欠ける以外の理由で、放課後の居場所を必要とする障害のある中高生は何人でしょうか。それぞれ今年度、来年度予測する数字をお示してください。

区長： 放課後の居場所対策事業の利用対象者には、身体障害者手帳などを持っていないものの、支援を必要とする中・高生も含まれていることから、お尋ねの人数を明確にお示しすることはできません。

なお、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持つ中・高生の数は、平成26年4月1日現在で162人となっており、27年度も同程度であると予想しております。

Q： 来年度、放課後等ディサービスを2か所開設しますが、それで、障害のある中高生の保護者は安心して子育てと仕事の両立ができるようになるのでしょうか。子どもたちは不安なく過ごせるのでしょうか。保育に欠ける家庭事情以外で放課後の居場所を必要とする子どもたちの利用は的確に確保できるのでしょうか。見通しを伺います。

区長： 児童福祉法に定める放課後等ディサービスは、障害児自身の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等を目的として実施するものです。

来年度、新たに放課後等ディサービス事業所が開設されることにより、さらに障害児の個々の状態やニーズに合った支援が進むものと考えております。

Q：作業所等の利用者の保護者への就労支援

さて、障害のあるわが子を育てることは親が亡くなるまで続きます。生活介護や福祉作業所に通う障害のある方々の保護者の就労支援も欠かせません。3時半や4時に終了してしまう通所時間では保護者は就労を継続することが困難であり、大きな課題です。政府の「女性の活躍」ともつじつまがありません。伺います。

次期障害者計画で、障害のある方の保護者の就労支援について課題の解決に向けた計画を示していくことも必須です。具体的な施策をお持ちでしょうか。区長の見解を伺います。

区長：生活介護は、入浴や食事等の介護をしつつ創作的活動などの機会を提供する事業であり、福祉作業所は就労の機会を提供する場です。いずれも、保護者の就労支援が目的ではなく、障害者自身の自立や活動を支援するサービスですので、預かりのために通所時間等を延長する考えはありません。

障害者の介護に限らず、就労との両立支援については、社会全体での広範な議論も踏まえ、取り組むべき課題であると認識しております。

Q：虐待予防の観点から早期療育について伺います

区長は、障害のある子の早期発見、早期療育を重要視していますが、区が運営する療育は、利用時間が9時半から2時で預かり時間がとても短く、働いている家庭などは療育の必要性を思いながらも利用できません。虐待予防からも早急な改善が求められます。なぜなのか？区長はお気づきでしょうか。

なぜなら、早期療育の重要性を指摘しながらも早期療育を選択しやすい環境を整備していない状況は、保護者を追いつめていくからです。まじめで頑張る親ほど、家族関係や生活を調整することに疲れ切り、虐待ぎりぎりのしつけを選んでしまいます。こうした現状について区長の見解を伺います。

杉並区は保護者が早期療育を選択しやすいように、この秋から午前8時から夕方6時半までの開園する療育を開始します。文京区はこれまで保護者から療育の時間延長の要望があがっても「長い時間療育をすると子ども達が疲れる」とやらない理由をあげてきました。しかし、杉並区で長時間の療育を実施する事業者に、そうした文京区の見解について取材をすると「長時間でも子どもの様子に応じて療育を行えば子どもに負担はありません、それができるのが専門性です」とのことでした。

区長、申し上げます。文京区でも職員に専門性があれば、子どもに負担のない長時間の療育は実施できるはずで。なので、文京区でも利用時間の拡大の必要性を思われませんか。児童発達支援事業が新教育センターへ移設することを機に、早期療育を推進するためには利用時間の拡大は必須条件です。区長の見解を伺います。

区長：預かり機能を持つ保育園・幼稚園と、児童発達支援事業所等の療育機関は、それぞれの目的や役割を担い、相互に連携しているものと考えております。

したがって、療育機関で預かり時間を延長することと、早期療育の環境整備とは、別に考えるべきものであると認識しております。

児童発達支援事業の利用時間は、専門的な療育訓練を長時間受けることによる子どもの負担も考慮しており、拡大することは考えておりません。

なお、新教育センターでは、新たに月2回、土曜日にも児童発達支援事業を実施する予定であり、今後も早期療育の環境の整備に努めてまいります。

Q：虐待予防の観点からレスパイトについて

虐待予防の観点からレスパイトの整備は欠かせませんが、虐待リスクが非常に高い障害のある子の預かりの整備が遅れています。障害児を預ける先は乏しく困難な状況です。障害児家庭にレスパイトなどの支援が少ないことは、虐待や精神疾患の誘因になることもよく知られることです。整備の遅れについて問題認識をどのようにお持ちですか。伺います。

区立幼稚園、保育園いずれも施設を有効活用して預かり事業をしながらも、児童発達支援事業内の預かり保育は頑なに実施していませんが、新教育センター内に設ける児童発達支援事業の施設を活用して預かり保育を実施すべきです。伺います。

区長： 障害児を持つ家庭に対するレスパイトなどの支援については、現在、短期保護や在宅心身障害者（児）緊急一時介護委託費助成などの事業を実施しております。

また、来年度から、新福祉センターにおいて、短期入所及び日中短期入所を実施する予定であり、障害児を持つ保護者のレスパイトを図ってまいります。

なお、新教育センターでは、預かり保育を行う予定はありませんが、障害児のより良い発達促進を目指した専門的療育を実施してまいります。

Q：虐待予防 経済的支援の観点から

4月から、福祉センターで実施してきた児童発達支援事業の利用者負担の軽減を民間の児童発達支援事業者の利用者にも拡大をされました。喜ばしいことです。

しかし残念なことに、事業企画書段階では、シンプルに児童発達支援事業を利用する児童「全員」の本人負担額の免除を行い「障害児の発達支援の助長を図る」というものでもなったにも関わらず。しかし最終的には「乳幼児の利用者」に限定した負担軽減としました。

児童発達支援事業の利用者とは、児童福祉法でも区の条例でも18歳未満の支給決定を受けた児童と規定しています。しかし、区は、法律や条例では公平に扱われている利用者に「あえて優先順位をつけ、「子育てにかかる経済的負担の軽減」から学齢期を除外しました。このような制度設計が、親を追いつめていくことに気が付いておられますか。

通常の子育て支援からも外されることが多い障害児家庭にとって、同じ障害のある家庭の中からも外される衝撃はさらに大きいのです。障害児家庭の孤立感をより深めさせています。行政への不信感を募らせ、子育てを辛くさせる結果となっているだけです。こうした施策の在り方について区長の見解を伺います。

そもそも当時の担当課長は企画書通り、「支給決定を受けた児童全員の負担軽減」を想定し、児童発達支援事業所に対して利用する学齢期の児童の名前を提出させています。にも関わらず、学齢期は除外しました。担当課長はなんのために聴いたのでしょうか。期待させるだけ期待させ結果は除外する。障害児の子育てを、なお辛くさせる一例であり、成澤区政の信頼をそこねるものです。

わが子が障害児であることから思うように働けない。そのために収入も思うように増えない、経済的な理由から、身近な地域で子どもに適切な発達支援を受けさせられない。障害児の家庭に生じやすい負のスパイラルです。今回の施策はそうした状況を考慮したのでしょうか。伺います。

経済的な負担感は、親に孤立感や社会不信を増長させ、子どもの情緒面にまで影響を及ぼします。支援の遅れは、介護者の健康悪化や親子の過剰密着、ネグレクトにつながっていきます。障害者基本法では「経済的負担の軽減」を図ることを国、地方自治体に求めています。区長の見解を伺います。

ちなみに、国の障害福祉施策の方針は制度の谷間の解消であり、ライフステージごとに区切らない、人生をトータルに支援することを目的としています。区長もわかっていることと思います。しかし、文京区は国の方針に逆行しています、文京区は違う方向を目指すのでしょうか。国が利用者の負担軽減措置を年齢で制限をつけていないにも関わらず年齢制限を行い、新たな谷間と格差を作りだしました。虐待予防の観点からも速やかな改善が望まれます。伺います。

区長： 本年4月から、国の制度として、「就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置」が開始されました。国の制度は、就学前の児童を対象とした子育て支援策であり、障害児を育てる多子世帯に配慮したものです。

本区においては、これに加え、多子世帯以外の未就学児を対象とした負担軽減措置を導入いたしました。本区の軽減措置は、児童発達支援事業と幼稚園等を併用する方の経済的な負担を軽減することで、早期療育を受けやすい環境を整えることを目的と

しております。

また、就学後の年齢を対象とした事業については、原則として利用料を負担していただいておりますが、障害児通所支援を含む障害福祉サービス全体の利用者負担には、国の減免制度として負担上限月額が設けられており、その額は37,200円となっております。

なお、世帯の所得によっては無料、あるいは上限月額が4,600円となっており、経済的負担の軽減は図られているものと認識しております。

したがって、就学後については、児童発達支援事業の利用を理由とした負担の軽減を行う考えはありません。

Q：実践的なソーシャルスキルトレーニングについて

来年4月に開設する青少年プラザは、すべての中高生の自主的な活動を応援し、自立した大人への成長を支援する場にするのことに楽しみます。そこに併設される放課後等ディサービスを利用する中高生が、支援者の支援を受けながら自主的に青少年プラザを利用していくことはまさに、保護者が望む実践的なソーシャルスキルトレーニングです。区が目指すSSTでもあると考えます。区長の見解をお示しく下さい。

区長：中・高生に必要な療育としてどのようなソーシャルスキルトレーニングを実践していくかは、個々の利用者の状況を踏まえ、理学療法士等の専門職との連携を図りながら検討を進めてまいります。

Q：青少年プラザと放課後等ディサービスについて

新教育センターにできる放課後等ディサービスと、青少年プラザを運営するカタリバとは、どのような協力をして、障害の有無に関わらず共に中高生が主体的に活動する場をより良く作っていくのでしょうか。伺います。

区長：青少年プラザは、障害の有無に関わらず、すべての中・高生の自主的な活動を応援する施設です。運営事業者は、障害のある中・高生に対し、施設で行われる事業への参加の声掛けや、施設を快適に利用するためのサポートなどを行ってまいります。

Q：放課後等ディサービスの環境について

放課後等ディサービスを児童発達支援事業と同じ部屋を使わせる予定になっています。幼児が使用しているときには、小、中高生は他の部屋を使わせるようですが、変化が苦手な子どもたちにとって大きなストレスです。そのことをどのように認識されているのでしょうか、伺います。

当事者の視点に立てば、放課後等ディサービスの拠点となる部屋は、幼児との動線に配慮して別に固定した部屋をしっかりと設けるべきです。伺います。

区長：放課後等ディサービスの実施にあたっては、新福祉センターや新教育センターなどで適切な場所を確保できるよう、関係部署や事業者による協議を進めてまいります。

Q：作業所等からの直接の外出について

障害のある方たちは、作業所等から他の場所へ移動する場合は、一旦自宅に戻り、自宅から移動支援を利用しなくてはならない状況になっています。例えば、区長は「仕事帰りに映画を観にいこう」と思えばそのまま行かれます。が、文京区にお住いの障害のある方たちは、そうした「当たり前」のことが認められていません。

障害のある方たちが利用する移動支援は、単に移動を支援されることではなく、社会参加への支援であり、意思決定への支援であると言われています。

作業所から「直接出かけたい」という大人としては当然の相談をしても、「要綱に定められている」と断られているのが現状です。しかし、厚生労働省、東京都に確認をしたところ「作業所等から直接、外出することを認めない」縛りは一切ありませんでした。お考えをお聞かせください。

文京区の要綱では、個人としての尊厳が重んじられているとは思えません。社会通念に照らし考慮した要綱作成が行政の責務であるはずです。障害のある方たちの人生において、余暇活動等の時間を狭めている要綱の改定を要望します。伺います。

隣接する新宿区では自宅以外からの外出を認めています。そうした情報を収集され、区の要綱の課題についての研究をされていると思います。これまでの研究で明らかになったことを伺います。

区長：移動支援は、各自治体が地域の実情に応じて事業構築することが可能となっており、事業内容は、区によって違いがありますが、本区では、月に36時間まで利用負担を無料とするなど、独自の軽減策を設け、これまでも外出支援に取り組んでまいりました。

また、特別支援学校の通学等もサービスの対象とするなど、他自治体の事業内容と比べて遜色のないものとなっております。

なお、支給の決定にあたっては、個別の状況を勘案するため、ご相談に応じているところです。

今後も、他自治体の実施状況等を参考に、本区の事業のあり方について調査研究を進めてまいります。

Q：学校図書館について

文京区の学校図書館の蔵書数は、文科省が学校図書館に整備すべきと定めた目標に対して小学校で45%、中学校はわずか30%しか達成していません。この数字は、全国平均に比較して小学校16ポイント、中学校17ポイントも低くなっています。

かつては、「文の京文芸賞」を創設していた区にしては、実にさみしい数字です。

「文京区子ども読書活動推進計画」で、平成27年度中に各校の図書館に基準通りに蔵書を充たすことを目指し、図書購入費に予算を割いています。が、本当に達成できるのでしょうか。見解をお伺いします。目標を修正するのであれば何%をお考えなのでしょうか、伺います。

教育長：学校図書標準の充足につきましては、基本構想実施計画に基づき計画的に事業を実施しております。

したがって、個別計画である現「子ども読書活動推進計画」を修正する考えはございません。

Q：単純に図書を購入すれば達成できることではありません。全国平均に比較して蔵書数が大きく足りない各校で、これからわずか1年半という短い期間で目標を達成することは、イコール、学校現場に相当な負担がかかることです。

例えば、音羽中では4000冊以上蔵書が不足しています。1000冊を越す蔵書を購入しなければならない学校は小中あわせて9校です。新しい本が入れば、廃棄図書も含めた本棚の整理、サイン表示の作成、見出し版の作成、本の登録、新刊資料コーナー作りといった環境整備が必要です。標準通りに蔵書を増やすのは大賛成ですが、本当に先生たちのみでできることでしょうか。伺います。

先生たちは多忙を極め、破損した本の修理や廃棄図書を選ぶことにも手が回らず十分に行われていません。学習指導要領で定められている調べもの学習の資料作りにも支障がすでに出ています。ボランティアも集まりづらい状況では先生たちの負担は増すばかりです。

文科省の基準を100%満たし、子ども達が「読みたい本のある」魅力ある学校図書館を整備するには、現実を目を向ければ、学校への迅速な人的支援が必須です。目標達成に向け、どのような人的支援を行うのか伺います。

教育長：学校図書館の環境整備につきましては、各校が必要とする整備について、適宜対応してまいります。

なお、人的支援につきましては、区立図書館による人的支援のほか、PTA・地域人材等によるボランティアの充実により対応しており、整備にかかる支援を別途行う考えはありません。

Q：荒川区の学校図書館への取組について

荒川区は、学校図書館を子どもたちに魅力あるものにして、子どもたちに読書力や言語力をつけるだけでなく、調べる力をつけることを目指しています。そのために、図書館司書の専門性を活用しようと、平成21年度から週5日、5時間45分の常勤で司書を全校に配置しています。素晴らしい施策だと思います。ですが、文京区教育委員会事務局は、区立図書館サービス向上検討委員会で荒川区が全校に司書を常勤で配置していることを、「そこまで必要なのかなのかな？という気はしています」と評価しています。どのような根拠でそのような評価をするのか。文京区の今後の施策を考える上で重要な情報です。荒川区から聞き取りはされたのでしょうか。伺います。

教育長：学校図書館に対する荒川区の取組につきましては、荒川区から一定の成果はあるものと聞いております。

Q：子どもたちの読書環境について

学校に常に司書がいて、こどもの発達段階に応じた本を進めてくれたり、本の話をしてくれたり、調べもの学習のアドバイスをしてくれたら、子ども達の学校生活はより充実します。しかし文京区は、荒川区が全校に司書を配置してから5年たった今も小学校9校、中学校6校にのみ、区立図書館から現在、月2回、1回につき4時間、司書を派遣しているだけです。学校からは、派遣日数も時間も少なすぎる。派遣された司書と打ち合わせ時間も取れない、との声が多数あがっています。しかも、司書が派遣されていない学校はより深刻です。司書の派遣を熱望しています。けれども、教育委員会はそうした声が聞こえないのか、聴こえていないふりをしているのか、長い長い検討が続くばかりです。そして常に「学校図書館に専任の司書を配置する予定はない」としており、学校現場の要望とにかい離は埋まりません。現在の各校の調べもの学習は十分にできていると評価されているのでしょうか。子どもたちの読書環境は確保できているとの見解でしょうか。伺います。

教育長：本区におきましては、子ども読書活動推進計画に基づき、モデル事業として、区立小・中学校15校へ区立図書館の司書を派遣しており、調べ学習等に役立っているものと認識しております。

今後は、これまでの支援の成果と課題について検証し、学校からの要望や図書館サービス向上検討委員会報告書の内容も踏まえ、調べ学習を含めた学校図書館の支援に努めてまいります。

Q：学校図書館司書について

Q：毎年、多くの中学校PTAから図書館に司書を専属に置いてほしいとの要望が出されています。私立中学への選択が50%の文京区で、各校300人規模の区立中学校を本気で目指すのであれば、各学校に専門の司書を置くということも「魅力ある公立中学校づくり」としての重要な視点と考えます。まずは中学校に専属の司書を配置し、「文の京」らしい学校図書館を区立中学校の魅力にしていかがでしょうか。伺います。

教育長：子どもたちの読書環境につきましては、一定確保され、今後も充実していくものと認識しておりますので、区立小・中学校に専任の司書を配置する考えはございません。

Q：ひきこもりの方の支援事業と不登校対応の連携について

これまでの文京区は、ひきこもる若者の支援をたらい回しにしまい、こじれさせ、その結果、ひきこもっている期間も長くさせ、年齢も高くさせてしまったケースが少なくなかったと聴きます。それだけに今年度スタートしたひきこもりの方への支援事業は、大いに期待しています。

ちなみに、不登校になってしまった児童やその家族への支援の評価は必ずしも高いものでなく、結果、不登校が長期化し、引きこもりに至っていくケースもあります。これまでも教育・福祉で連携をしてきました。今回の事業が加わることで、具体的にどのようによくなっていくのでしょうか。伺います。

区長：庁内外の関連部署で構成する連絡会の設置及びその活用によって、個々のケースに即した的確なサービスの提供につながることのできる体制が構築されました。

また、支援の対象を15歳以上に拡大したことにより、自立に向けた切れ目のない、効果的な支援が可能になると考えております。

Q：不登校対応の専門性の向上について

例えば、児童相談所に区職員を派遣するように、茗荷谷クラブ（ひきこもり支援事業所）に職員を一定期間派遣して、不登校となっている児童への対応、家族支援の専門性を磨くといったことは想定できないでしょうか。伺います。

区長：従来から、不登校等に対応する職員は、教育相談コーディネーターとの一体的な取り組みによる実践力の向上、並びにケース会議や連絡会等での知識の習得を図っております。

また、本事業では、講演会等の実施による知識の共有を図っており、これらの取り組みを通して、さらなる専門性の向上に努めてまいります。

Q：学校支援地域本部と青少年委員

青少年委員の所管が教育委員会に移り、学校のニーズを踏まえ、学校を支援することを中心に地域のパイプ役やコーディネーターとしての役割を担っていくとのこと。学校を盛り上げてくださることに大いに期待したいところです。ただ、もったいないことに、これまでPTAの目に映る青少年委員は、入学式や運動会の行事のときに足を運んで下さる来賓という以上は、何をされているよくわからないという方が多くいました。それだけに、学校地域支援本部の地域コーディネーターが学校支援ボランティアをコーディネートすることに比較して、「学校と地域のパイプ役」という説明を聞いても、「うちの学校に対して具体的に何をしてくれているのか？わからない」という声が少なからず聞こえます。

しかも、青少年委員と地域コーディネーターの両者の違いが不明です。同じ人がかねているケースがあったり、報酬面にしても区民にはわかりづらいものがあります。学校を支援する方々の役割や報酬等の整理がさらに必要ではないでしょうか。伺います。

教育長： 青少年委員の学校支援という新たな役割を通して見えてくる課題等につきましては、解決に向けて努めてまいります。

Q：青少年委員が担当する学校への支援の具体的なことについて

青少年委員が担当する学校への支援を中心に活動し、学校支援地域本部と連携を強化することによって、区立小中学校への支援にどのような変化が生じるのでしょうか。具体的に想定していることを伺います。

教育長： 個々に豊富な経験やネットワークを持つ青少年委員が、学校支援地域本部に参加すること等により、地域全体での学校支援の取組がさらに強化され、地域の教育力が増すものと想定しています。

Q：委託事業について

例年事業を委託してきた青少年の任意団体である青少年委員会には現在、柳町小、窪町小、大塚小、音羽中を担当している青少年委員が在籍していません。それだけに、区としてきちんと各学校のニーズを把握し、小中学校全校をカバーする事業を委託することが必須条件です。学校は毎年、在籍する児童生徒たちによってニーズも異なっていきます。これまでやってきたという事業が先にありきではなく、税金を使う以上、前例踏襲ではなく子どもたちの「今」のニーズに応じて事業を委託したという具体的説明は欠かせません。伺います。今年度の事業委託はどのようなニーズが各校からあがったのでしょうか。

教育長： 青少年委員会に委託する各種事業につきましては、従来から実施してきた事業ですが、学校や子どもたちのニーズを踏まえたものであると認識しております。

今後につきましては、今年度の実施状況をアンケート等により検証し、より学校や子どもたちのニーズに沿うものとしてまいります。

Q：子ども組織の再編について

子どもの育ち及び学びについて就学前から継続性をもって支援するため、教育委員会での一元的な実施を視野に入れた子ども部門組織の再編について検討状況をお聞かせください。今後、どのようなスケジュールで、どのような視点を重要視し、子ども部門組織の再編についての結論を出すのか伺います。

区長： 子ども部門組織の再編については、平成27年度からの新たな教育委員会制度改革の動向及び子ども・子育て支援新制度を踏まえることが必要であると考えており、28年度以降を目途に、引き続き検討してまいります。

また、新制度等の実務遂行に必要な組織改正、人員体制については、来年度から適宜、対応してまいります。

Q：教育委員会制度改革に伴い

政府が教育委員会制度改革を実現すると来年4月から、教育委員会のトップである教育委員長と事務局のトップである教育長が一元化した「新教育長」が誕生します。そして、新教育長は区長が任命することになります。

区長の責任はさらに重いものが生じてきます。任命のためには、現状の教育委員会の課題を区長自らが認識し、課題を解決ができる人材を任命する責務があります。そこで区長に伺います。現在、文京区教育委員会に対して区民、PTA、地域が感じている改善すべき課題はどのようなことがあると認識、整理されていますか。お伺いします。

区長： 教育委員会においては、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成など様々な課題がある中で、常に区民や地域の声に耳を傾け、適時適切に対応しているものと認識しております。

● 一般質問を終えて ●

区長のご答弁をお聞きしながら、利用者の視点を第一にした区政運営にはきこえてこなかったのが、とても残念でした。

一度、口にしたことは利用者のニーズとかい離していても、「やらない」「できない」理由を上げ連ねてやらないことを最優先にしたご答弁が多かったように思います。

特に、障害のある子を育てる親たちにとって、区長のご答弁は孤立感を深めさせるだけのもので、当事者の視点に欠いたものばかりでした。

仮に、出生前診断を受けてお腹の子に障害があることがわかって悩んでいる親が、区長の答弁を聞いていたならば、確実に「中絶」という選択に傾いていくことは申し添えます。

福祉は人を幸せにするためにあるものです。よりどころとなるべき役所が、むしろ区民を追い込んでいくような答弁は残念でなりません。区民を幸せにする福祉を実現していただくことを強く要望します。

また、教育委員会が「常に区民や地域の声に耳を傾け、適時適切に対応しているものと認識している」は実態とかけ離れた認識なので、改めていただき、適切な新教育長を任命していただきたい。

他の点は同僚の議員と共に委員会で議論を深めさせていただきます。これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。